

介護予防・日常生活支援総合事業について

介護予防・日常生活支援総合事業について

サービス区分	訪問型サービス		通所型サービス	
	指定事業者によるサービス	訪問型サービスB (住民主体による支援)	指定事業者によるサービス	通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)
1. サービス内容	厚生労働省令の規定に基づくサービスと同様 訪問介護員による身体介護、生活援助	家事援助サービス (室内清掃、洗濯、調理、買い物同行)	厚生労働省令の規定に基づくサービスと同様 身体的機能や生活機能向上のための機能訓練	介護予防を目的とした機器を使用したトレーニング、ストレッチ体操等(食事提供なし)
2. サービス事業者	指定事業者 (みなし指定事業者を含む)	境港市シルバー人材センター (委託)	指定事業者 (みなし指定事業者を含む)	① 社会福祉法人こうほうえん ② 社会福祉法人境港市社会福祉協議会 (いずれも委託)
3. 利用回数	要支援1・事業対象者 ：週1～2回程度 要支援2：週1～2回程度 週3回以上	訪問介護と同等回数	要支援1・事業対象者 ：週1回程度 要支援2：週1～2回程度	通所介護と同等回数
4. サービス単価	月額単価と1回単価を併用 ※その他 介護保険サービスと同額の加算・減算あり	1時間 1,100円/回 (事務費を含む)	月額単価と1回単価を併用 ※その他 介護保険サービスと同額の加算・減算あり 基本単価	1回 1,500円/人
5. 利用者負担	サービス給付費の1割相当 (食事代は別途自己負担) ※一定以上所得者は2割相当を負担	1時間 110円/回 サービス単価の1割相当 ※一定以上所得者は2割相当を負担	サービス給付費の1割相当 (食事代は別途自己負担) ※一定以上所得者は2割相当を負担	1回 200円 サービス単価の1割相当 ※一定以上所得者は2割相当を負担